

補習校規則

第1章 総則

第1条 名称: カンタベリー補習授業校(以下、補習校と称する)の名称を次のとおりとする。

日本語名称: カンタベリー補習授業校

英語名称: Canterbury Japanese Supplementary School

第2条 所在地: 本補習校の所在地は次のとおりとする。

66 Ilam Road, Ilam, Christchurch, New Zealand

第3条 設置団体: 本補習校は、Canterbury Japanese Supplementary School Trust が設置する。

第4条 法人理事会: 本補習校は、1998年11月26日付ニュージーランド法 The Charitable Trust Act 1957 のもとで法人理事会として登録された。

第5条 補習校運営理事会: 本補習校は、カンタベリー補習授業校運営理事会(= The Board of Trustees 以下、運営理事会と称する)によって運営される。運営理事会は、補習校に関する全ての権限を有する。

第6条 学部: 本補習校に中学部、小学部及び幼稚園を置く。

第7条 教育理念: 本補習校は、カンタベリーに在住する日本人子女に対して日本語による補習教育を行うことを通して日本人としての心を育成することを教育の理念とする。

第2章 学校要綱

第8条 教育の目標: 海外に居住する特殊性を踏まえて、日本語能力向上と共に、日本文化を教育することにより、国際的な感覚と視野を備えた少年少女を育成することを目標とする。

1. 将来の日本への帰国に備え、日本の学校や社会に円滑に適応することができるように、日本語による主要教科の補習教育を行う。

教科等の指導や学校行事を通して日本文化への理解と知識を深める。

2. 幼稚園は、義務教育学齢に達するまでの期間に、日本の文化行事活動や日本語による集団教育を通して、日本語能力を高め、小学校生活に順応できる素地を養う。

3. 本目標を達成するために、運営者・教職員・保護者が多様性を尊重し合いながら一致協力する。

第9条 修業年限: 日本の義務教育修業年限に準ずるものとする。ただし、幼稚園については、現地教育制度を考慮した就学を考慮するものとする。

第10条 教育課程: 別途定める。

第11条 学年: 一学年は毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。ただし、3月31日以降も継続する学期については、当該学期が終了するまでとする。

第12条 学期: 学期は概ね次のとおりに定める。ただし、具体的な学期の設定は現地の学校の学期及び休日等を勘案し定める。

(1) 第一学期 4月中旬 ~ 6月下旬

(2) 第二学期 7月下旬 ~ 9月下旬

(3) 第三学期 10月初旬 ~ 12月中旬

(4) 第四学期 2月初旬 ~ 4月中旬

第3章 就学

第13条 就学： 本補習校に就学できる児童、生徒は、カンタベリーに在住し、本補習校が実施する教育を受けることを希望する者であって、

- (1) 小学部及び中学部は日本の義務教育年齢に準ずるものとする。
- (2) 幼稚園は現地の小学校に就学し、義務教育年齢以下の年齢に準ずる子女とする。
- (3) 前項の規程にかかわらず、特別な理由により入学を希望する子女については、学校長がこれを必要と認めることにより入学を許可することができる。

第14条 入学／編入： 本補習校に入学、または編入を希望する児童、生徒の保護者は入学願書を提出し、定められた手続きを経た者について学校長がこれを許可する。

第15条 退学： 本補習校を退学しようとする児童、生徒の保護者は退学願を本補習校に提出し、学校長がこれを許可するものとする。ただし、次に該当する場合は、学校長はこれを運営理事会にはかり、当該児童、生徒を退学させることができるものとする。

- (1) 下記第18条及び第19条に定める校納金及び授業料等を1ヶ月以上納めない場合。
- (2) 他の児童、生徒の就学に妨げがあると認められた場合。
- (3) 休学が2学期間を超える場合。
- (4) 児童、生徒の保護者が補習校の決定事項に従わない場合、または、補習校の行事等に非協力的である場合、あるいは、補習校の運営に携わる理事、校長、教員その他の関係者に対して、著しく不適切な言動があると認められた場合。

第16条 休学： 一時的な休学については、次のとおり定める。

- (1) 一時的な帰国、その他やむを得ない理由により1学期間以上、出席することが出来ず、休学しようとする児童、生徒の保護者は休学願を事前に提出しなければならない。
- (2) 学校長は休学の理由が正当と認める場合に、これを許可する。
- (3) 休学期間中の授業料の他、校納金については別途定めるものとする。
- (4) 休学期間は2学期間以内とする。

第17条 復学： 第16条により休学中であった児童、生徒が、休学の理由の消滅により復学しようとする場合は、学校長はそれを認める。第15条の第(3)項により退学した児童、生徒は復学とはみなさず、編入とする。編入者については入学金を納入するものとする。

第18条 校納金： 本補習校へ就学を希望する児童、生徒の保護者は授業料の他、運営理事会において別途定める補習校運営のための校納金を納めるものとする。

第19条 入学金、授業料、休学費、特別授業料： 入学金、授業料、休学費、および特別授業料については、その金額は運営理事会により決定される。

第4章 補習校の運営、管理及び役員

第20条 運営理事会(Board of Trustees)： 補習校の運営は慈善信託として信託法 (Trustee Act)に定める Board of Trustees (運営理事会)が行う。

第21条 運営理事会： 運営理事会は次の項に基づいて選出された5人以上8人以下の理事により構成される。

- (1) カンタベリー補習授業校校長(必須)

- (2) 補習校の教員代表(必須)
- (3) 補習校児童生徒の保護者(任意)
- (4) 日本人会会員の有識者(任意)
- (5) その他、運営理事会が適任と認めた者

第22条 運営理事会役員： 運営理事会の役員等およびその職務を次のとおり定める。

- (1) 校長：カンタベリー補習授業校校長
- (2) 運営理事長：運営理事の互選により選任される。運営理事長は他の役員を任命し、運営理事会を招集し、その議長をなし、かつ会務を統括する。
- (3) 副運営理事長：副運営理事長は運営理事長を補佐し、運営理事長不在の場合はその職務を代行する。
- (4) 事務局長：補習校に関わる一般事務、会計事務等を総覧する。運営理事会の会議録を作成する(書記を任命し任せてもよい)。
- (5) 会計：予算の編成と執行を総覧する。支出を承認し、決算を報告する。
- (6) 書記：運営理事長は運営理事会の書記を任命することができる。
- (7) その他、運営理事長が必要と認めた職を置くことができる。

第23条 相談役： 在クライストチャーチ日本国駐在官事務所駐在官を相談役とする。相談役は運営理事会に出席して助言を行う。

第24条 会計参与： 運営理事長は会計参与を任命する。会計参与は補習校の会計を検査し、適切なる助言を与えるものとする。

第5章 会議

第25条 会議： 第21条で選出された運営理事は運営理事会を構成する。運営理事会は補習校の健全なる運営をはかるべく、次の事項を審議し、会議に出席した運営理事の過半数をもって議決する。但し、補習校の設置および運営の基本的事項に関することについては、運営理事の四分の三以上の同意を必要とする。

- (1) 補習校の規則および規定に関する事項。
- (2) 補習校の予算および決算に関する事項。
- (3) 補習校の校舎、資産及び備品等の取得及び処分に関する事項。
- (4) 補習校の人事に関する事項。
- (5) 教育課程、クラス編成等に関する事項。
- (6) 児童、生徒に関する事項。
- (7) その他、補習校の運営、管理および重要な事項に関すること。

第26条 運営理事会の招集、成立： 運営理事会は理事長が招集し、理事の過半数の出席をもって成立する。

第27条 教員会、保護者委員会、事務局： 運営理事会は次の組織を置くことができる。また、組織の任務は次のとおりとする。

- (1) 教員会：補習校校長の指示の下においてカリキュラムを策定し、これにより児童、生徒の教育指導を行う。
- (2) 保護者委員会：本補習校の教育及び運営を円滑にするための支援を行う。上記支援は、保健係と図書係の運用、文化行事活動、募金活動等を含む。

(3)事務局:補習校に関わる一般事務、会計事務等を円滑に遂行する。

第6章 教職員の雇用

第28条 教職員の採用: 運営理事長は運営理事会の審議を経て、必要に応じて適当数の教職員を雇用することができる。この際、給与等を支払う場合には個々に雇用契約書を取り交わすものとする。

第29条 教職員の任期: 教職員の任期は、各々の雇用契約書に基づく。また、雇用契約の更新については、両者の合意によるものとする。

第7章 財務

第30条 財務: 本補習校の財源は上記第18条、第19条に述べた収入金のほか、日本国国庫補助金、寄付金及びその他の雑収入金をもってこれに当てる。

第31条 予算の執行と決算報告: 事務局は第24条の議決を経た予算を執行し、かつ運営理事会に対して当該年度の決算報告を行わなければならない。

第32条 会計年度: 本補習校の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をその期間とする。

第33条 会計検査: 会計年度終了後は可及的速やかに会計参与により会計検査を受けなければならない。

第8章 年次報告会

第34条 年次報告会: 補習校運営理事長は少なくとも年1回報告会を開催し、次にあげる項目について報告するものとする。

- (1) 上記、第25条の重要問題等。
- (2) 上記、第21条により選出された理事。

附 則

第35条 改正: 本補習校規則の改正は運営理事会がこれを行う。

第36条 施行年月日: 本補習校規則は2007年4月1日から実施する。

2008年5月10日一部改正(第15条、21条、22条)

2012年5月11日一部改正(第5条、7条、8条、13条、14条、15条、16条、17条、
19条、20条、21条、22条、23条、27条、31条、34条)

2017年6月6日一部改正(第30条)

2017年11月21日一部改正(第3条、13条)

2020年6月23日一部修正(第21条)